

十 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条）</p> <p>第二章 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一節 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者（第二条の二―第三十七条の九）</p> <p>第二節 少額短期保険業者の特例（第三十八条―第三十八条の十五）</p> <p>第三章 保険募集（第三十九条―第四十四条の六）</p> <p>第四章 雑則（第四十五条―第四十七条の三）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条）</p> <p>第二章 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一節 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者（第二条の二―第三十七条の八）</p> <p>第二節 少額短期保険業者の特例（第三十八条―第三十八条の十五）</p> <p>第三章 保険募集（第三十九条―第四十四条の六）</p> <p>第四章 雑則（第四十五条―第四十七条の三）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「</p>

会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法(以下「法」という。)第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所屬保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。

(削る)

保険仲立人」、「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法(以下「法」という。)第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所屬保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。

(保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等)

第二条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の子会社
- 二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社(当該保険会社及び前号に掲げる者を除く。)
- 三 当該保険会社の子法人等(前二号に掲げる者を除く。)
- 四 当該保険会社を子法人等とする親法人等(保険持株会社を除く。)
- 五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等(当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。)
- 六 当該保険会社の関連法人等
- 七 当該保険会社が他の法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をい

う。次項及び第三項において同じ。）の関連法人等である場合における当該他の法人等

八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（第六号に掲げる者を除く。）

九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号及び第十四条第十号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該保険会社を除く。以下この号及び第十四条第十号において「法人等」という。）

イ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 | 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定

機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

4 法第八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する銀行（以下「銀行」という。）
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行
- 三 銀行業（銀行法第二条第二項（定義）に規定する銀行業をいう。）を営む外国の者
- 四 信用金庫連合会
- 五 労働金庫連合会
- 六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、当該法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。

一 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)その他の法令で社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この号において同じ。)の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託(以下この号において「社債募集等の委託」という。)に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、株式会社である保険会社を社債募集等の委託を受けることができる銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義)に規定する銀行をいう。以下同じ。)と、相互会社である保険会社を社債募集等の委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

二 担保付社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、相互会社を同法第三条の規定によ

九条の九第一項第一号(協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、当該法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社

の商号、本店又は事業とみなす。

一 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)その他の法令で社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この号において同じ。)の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託(以下この号において「社債募集等の委託」という。)に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、保険会社を社債募集等の委託を受けることができる銀行(相互会社にあつては、社債募集等の委託を受けることができる会社又は銀行)とみなす。

二 担保付社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、相互会社を同法第三条の規定によ

り担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第十三条の五の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十三条の七において同じ。）又は使用人

二 当該委託者の子法人等

三 当該委託者を子法人等とする親法人等

四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。）

五 当該委託者の関連法人等

六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 当該委託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに

り担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第十三条の五の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十三条の七において同じ。）又は使用人

二 当該委託者の子法人等（第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

三 当該委託者を子法人等とする親法人等（第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）

四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。）

五 当該委託者の関連法人等（第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）

六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 当該委託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに

準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（法第二十一条に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 当該受託者の役員又は使用人
- 二 当該受託者の子法人等
- 三 当該受託者を子法人等とする親法人等
- 四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 当該受託者の関連法人等
- 六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 当該受託者の特定個人株主
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 当該受託者の役員又は使用人
- 二 当該受託者の子法人等
- 三 当該受託者を子法人等とする親法人等
- 四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 当該受託者の関連法人等
- 六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 当該受託者の特定個人株主
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

3 前二項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前二項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定める

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

（新設）

（新設）

ものをいう。

5| 第一項及び第二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権（信託業法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有する個人をいう。

6| 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲）

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員又は使用人
- 二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の子法人等（第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等（第十三条の五の二第三項に規定する親法人等をいう。以

3| 前二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権（信託業法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有する個人をいう。

4| 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲）

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員又は使用人
- 二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の子法人等

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等

下同じ。)

- 四 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等及び前二号に掲げる者を除く。）
 - 五 保険金信託業務を行う生命保険会社等の関連法人等（第十三条の五の二第四項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）
 - 六 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
 - 七 保険金信託業務を行う生命保険会社等の特定個人株主（第十三条の五の二第五項に規定する特定個人株主をいう。）
 - 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、保険金信託業務を行う生命保険会社等を除く。以下この号において「法人等」という。）
 - イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
 - ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により保険金信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う生

- 四 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等及び前二号に掲げる者を除く。）
 - 五 保険金信託業務を行う生命保険会社等の関連法人等
 - 六 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
 - 七 保険金信託業務を行う生命保険会社等の特定個人株主（第十三条の五の二第三項に規定する特定個人株主をいう。）
 - 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、保険金信託業務を行う生命保険会社等を除く。以下この号において「法人等」という。）
 - イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
 - ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により保険金信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う生

命保険会社等」とあるのは、「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者」とする。

3 第十三条の五の二第六項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十三条の八 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の親法人等

二 当該保険会社の親法人等の子法人等（自己並びに前号及び第三項第一号に掲げる者を除く。）

三 当該保険会社の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）

四 当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号及び第三十七条の九第一項第四号において「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び第三項各号に掲げる者を除く。以下この号、第二十八条の二第一項第四号及び第三十七条の九第一項第四号において「法人等」という。）

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

命保険会社等」とあるのは、「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者」とする。

3 第十三条の五の二第四項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

(新設)

- 2|
- ロ| 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
 - 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一| 外国保険会社等
 - 二| 少額短期保険業者
 - 三| 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行（第三十九条第二号において「長期信用銀行」という。）
 - 四| 株式会社商工組合中央金庫
 - 五| 信用金庫連合会
 - 六| 労働金庫連合会
 - 七| 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会
 - 八| 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号（事業）の事業を行う農業協同組合連合会
 - 九| 共済水産業協同組合連合会
 - 十| 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（次号において「金融商品取引業者」

という。)並びに前各号及び第三十九条各号に掲げる者を除く。

十一 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者(保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除く。)

イ 保険業

ロ 銀行法第二条第二項(定義)に規定する銀行業

ハ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

3 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子法人等

二 当該保険会社の関連法人等

4 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者とする。

(保険会社の特定関係者)

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子会社

二 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主

三 当該保険会社を子会社とする保険持株会社

(保険会社の特定関係者)

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子会社

二 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主

三 当該保険会社を子会社とする保険持株会社

-
- 四 前号に掲げる者の子会社（当該保険会社及び第一号に掲げる者を除く。）
- 五 当該保険会社の子法人等（第一号に掲げる者を除く。）
- 六 当該保険会社を子法人等とする親法人等（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）
- 七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）
- 八 当該保険会社の関連法人等
- 九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 十 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該保険会社を除く。以下この号において「法人等」という。）
- イ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
- ロ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
-

- 四 前号に掲げる者の子会社（当該保険会社及び第一号に掲げる者を除く。）
- 五 当該保険会社の子法人等（第一号に掲げる者を除く。）
- 六 当該保険会社を子法人等とする親法人等（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）
- 七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）
- 八 当該保険会社の関連法人等
- 九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 十 当該保険会社の特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）及び当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
-

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第二十八条の二 法第九十三條の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該外国保険会社等の親法人等
 - 二 当該外国保険会社等の親法人等の子法人等（自己並びに前号及び第三項第一号に掲げる者を除く。）
 - 三 当該外国保険会社等の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）
 - 四 当該外国保険会社等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号において「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる法人等
 - イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
 - ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 法第九十三條の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三條の八第二項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる者とする。
- 3 法第九十三條の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 当該外国保険会社等の子法人等
 - 二 当該外国保険会社等の関連法人等

(新設)

4 | 法第九十三條の二第三項に規定する政令で定める金融業を行
う者は、第十三條の八第二項第一号から第三号まで、第十号及び
第十一号に掲げる者とする。

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第三十七條の九 | 法第二百七十一條の二十一の二第二項に規定する
政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 | 当該保険持株会社の親法人等

二 | 当該保険持株会社の親法人等の子法人等（自己並びに前号及
び第三項第一号に掲げる者を除く。）

三 | 当該保険持株会社の親法人等の関連法人等（第三項第二号に
掲げる者を除く。）

四 | 当該保険持株会社の特定個人株主に係る次に掲げる法人等

イ | 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超え
る議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連
法人等を含む。）

ロ | 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百
分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 | 法第二百七十一條の二十一の二第二項に規定する政令で定める
金融業を行う者は、第十三條の八第二項各号に掲げる者とする。

3 | 法第二百七十一條の二十一の二第三項に規定する政令で定める
者は、次に掲げる者とする。

(新設)

- 一 当該保險持株会社の子法人等
- 二 当該保險持株会社の関連法人等
- 4 法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者とする。

(保険募集を行うことのできる者)

第三十九条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行
- 三 株式会社商工組合中央金庫
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農林中央金庫
- 七 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会
- 八 農業協同組合法第十条第一項第三号(事業)の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

- 九 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十四条第一項第四号(事業の種類)の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号(事業の種類)の事業を行う漁

(保険募集を行うことのできる者)

第三十九条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 第二条の三第四項第一号及び第二号に掲げる者(新設)
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農林中央金庫
- 六 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会
- 七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第一項第三号(信用事業)の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 八 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十四条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号(信用事業)の事業を行

業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号（事業の種類）の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号（事業の種類）の事業を行う水産加工業協同組合連合会

う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会